

令和7年度 飯綱町上下水道料金及び公営企業会計システム更新業務
企画提案実施要領等に対する質問・回答

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
1	公募型プロポーザル方式 実施公告 P1 1 業務の概要 (3)	業務はリースサービス提供者との間でリース契約の締結を予定しているとの記載があります。本件は、保守業務やクラウド・ネットワーク利用費用等を含むと理解していますが、発注者、システムベンダー、リースサービス提供者の3社での契約締結は可能でしょうか。	保守やクラウド・ネットワーク利用については、発注者とシステムベンダー間での契約関係にしていただきたいため。	仕様書のとおり、本業務は本町とリースサービス提供者とのリース契約締結を予定していますが、提案段階ではシステムベンダーとリースサービス提供者による共同提案を認めるものとします。 三者契約の締結を前提とするものではありませんが、事業者側から三者契約を希望する場合は、責任分界点・支払フロー・保守窓口等が明確であれば協議の対象とするものとします。
2	発注仕様書 P1 第一章 基本的事項 4 履行期間	履行期間について、契約締結日から令和13年(2031年)3月31日までと記載されておりますが、リース開始日はいつからになりますでしょうか。 令和9年度当初から稼働のため、令和9年(2027年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日の4年間のリースとなりますでしょうか。ご教示をお願いいたします。	仕様確認のため	仕様書に定める履行期間は「契約締結日から令和13年(2031年)3月31日まで」です。稼働は令和9年(2027年)4月1日からの運用開始を想定しており、リース開始日は原則としてシステム稼働日(例:令和9年4月1日)に合わせることを想定しています。ただし、契約締結時の合意により、リース開始日を契約締結日や設備納入日等とすることも可能です。最終的なリース開始日は契約後協議により確定するものとします。
3	発注仕様書 P4 第二章 業務の内容	今回の業務に必要な機器(パソコン/検針端末/プリンタ等)は全て屋外に持ち出し使用する認識でよろしいでしょうか。	物件を屋外に持ち出す場合には、屋外対応の保険を物件に付保する必要があるため。	検針端末(スマホ型)及び携帯プリンタは検針業務で屋外持出しを前提としています。一方、パソコン(7台)、レーザープリンタ(1台)、バーコードリーダ等は庁舎内での利用を前提としています。提案時には、持ち出し機器について防滴・耐衝撃等の推奨仕様、保守・交換ポリシー、予備機の考え方を明示してください。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
4	発注仕様書 P4 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (1) システム の基本方針	「本システムはクラウド環境に構築し～」について、データセンターに物理サーバーを置いて運用管理を行う環境は、仕様上認められますでしょうか。	仕様確認のため	仕様書はクラウド環境（ISO/IEC27017 等に準拠したデータセンターでの運用）を基本としています。受注者所有又は受注者が管理するデータセンターで物理サーバーを使用する方式は、クラウド要件（冗長化、バックアップ、運用管理体制、セキュリティ、SLA 等）を満たす場合に許容されます。一方で、単なる府内オンプレミス設置等、クラウド要件を満たさない構成は不可となります。提案書ではデータセンターの物理的・論理的な冗長構成・認証取得状況（ISO 等）・監視・障害時対応・バックアップ方法を明示してください。
5	発注仕様書 P4 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (1) システム の基本方針	「受注者所有または受注者が管理するデータセンターにおいて運用するものとする。」について、既に契約実績のある外部のデータセンターにおいて運用することを想定しておりますが、この場合も要件を満たすものとして認められますでしょうか。	仕様確認のため	受注者が管理責任を負う前提で、仕様書が要求するセキュリティ要件・運用体制を満たす外部データセンターの利用は認めるものとします。提案時において、当該データセンターの名称、ISO 等の適合状況、SLA（稼働率、復旧時間目標）及び受注者とデータセンター間の契約形態（所有・管理・委託の区分）を明記してください。
6	発注仕様書 P4 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (1) システム の基本方針	「府内 LAN とは分離し～」について、以下の点についてご教示ください。 1. 料金システム・会計システム専用のネットワークを新たに構築することを想定していますでしょうか。 2. 専用ネットワークを構築する場合、その構築費用（LAN 配線工事等）は受注者側で負担するものと理解すべきでしょうか。それとも発注者側で別途対応いただけるの	仕様確認のため	1. 専用ネットワークの想定 仕様書では閉域網の利用を前提としています（通信事業者提供の閉域網又は同等の安全性を担保できる方式）。これは住民向けの見える化やスマートメーター連携等を想定したときの通信の機密性・可用性を確保するためであり、府内 LAN とは分離した構成を基本とします。ただし、府内 LAN（LGWAN 等）を用いて同等のセキュリティと運用性が担保され、町が同意する場合は代替提案を排除するものではありません。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
		でしょうか。		<p>2. 構築費用の負担</p> <p>閉域網サービス利用料、閉域網接続設定等のネットワーク関連費用は提案に含めて提示してください（受注者負担で見積提示）。庁舎内での大規模配線工事等、建築的改修を伴う工事が必要な場合は事前協議のうえ分担を決定するものとします。提案書には費用内訳（回線費、終端機器、設定費、初期工事費）を明示してください。</p>
7	発注仕様書 P4 第二章 業務の内容 1 システムの内容	各システムの詳細仕様が記載されていない部分については、システムの標準機能を使用することを前提としていると理解してよろしいでしょうか。	仕様確認のため	仕様書に詳細な記載がない項目については、一般に提供される標準機能を前提として差し支えありません。ただし、提案書では標準機能とカスタマイズを明確に区分して示してください。契約後に必要となる追加仕様は変更契約で対応するものとします。
8	発注仕様書 P4 第二章 業務の内容 1 システムの内容 (2) 公営企業会計システム (3) 上下水道料金システム	<p>発注仕様書に記載はされておりませんが、会計システムおよび料金システムで発行する請求書帳票について、地方統一 QR コード（eL-QR コード）への対応は必要でしょうか。</p> <p>もし必要となる場合、弊社では、eLtax との連携方法は、ファイル連携を想定していますが、どのような形を想定していますでしょうか。また、利用開始はいつ頃になりますでしょうか。ご教示をお願いいたします。</p>	仕様確認のため	現時点では eL-QR 対応を必須要件としていません。また eLTAX 連携の仕様は仕様書に明示されていないため、必須ではありません。ただし将来的な制度対応や運用改善の観点から、提案時に eL-QR 対応可否・対応方法（ファイル連携、API 連携等）・追加工数・費用見積をオプションとして示してください。必要になった場合は契約後の仕様追加（変更契約）で実施するものとします。なお、飯綱町としての eL-QR 導入時期は未確定ですが、現時点では令和 8 年度中の検討を予定しています。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
9	発注仕様書 P4 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (3) 上下水 道料金シス テム	「冬期は暫定徴収方式に対応すること。」 とありますが、具体的にどのような運用と なりますでしょうか。 1. 冬期の検針実施有無 冬期に通常通り検針を行う・行わない 2. 検針を行わない場合の対象範囲 町全体で暫定徴収とする・一部地区のみ 3. 春期の検針・調定時の運用 お知らせ票はどのように印字を行うの か 4. 暫定徴収の過不足の対応 暫定徴収で料金を多く徴収していた場 合の対応	仕様確認のため	仕様書では暫定徴収に対応することを求めていますが、具体的な運用ルール（検針の実施可否・地区範囲・暫定算定方式等）は町の運用方針により決定します。システム要件としては以下の機能を必須としてください。 1. 冬期の検針実施有無 原則として、冬期は通常メーターの検針を行いません。ただし スマートメーターについては冬期も通常どおり検針を行います。「冬期検針を実施する／しない」を 個別又は地区単位で設定できる機能を備えてください。 2. 検針を行わない場合の対象範囲 冬期に検針を行わない対象は、スマートメーター以外のメーターとなる予定です。最終的な取扱いは町の運用方針確定後に決定します。 3. 春期の検針・調定時の運用 暫定値と実検針値を表示させ、精算額を表記させる方 式とします。 4. 暫定徴収の過不足の対応 暫定期の料金が過徴収となった場合は、次期徴収時 に充当する形で対応するものとします。
10	発注仕様書 P4 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (4) 共通要	「CSV形式によるデータ出力を可能とすること。」について、CSV形式ではなくExcel 形式によるデータ出力でもよろしいでし ょうか。	仕様確認のため	CSV形式でのデータ出力は、他システム連携や可搬性確 保のため、必須要件とします。Excel形式(.xlsx)によ る出力を追加で提供いただくことは差し支えありま せんが、CSV出力機能は必ず実装するものとしてください。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
	件			
11	発注仕様書 P4 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (4) 共通要 件	電子決裁機能について、詳細な仕様の記載 がありません。つきましては、以下の点に ついてご教示いただけますでしょうか。 1. 上下水道料金システム上で電子決裁 機能を使用する具体的な業務・処理内容 2. 決裁ルートや承認フローの仕様 3. 電子決裁機能は各システムそれぞれ に実装することを想定していますでしょ うか。 4. その他、電子決裁機能に関する運用要 件や制約事項について	仕様確認のため	<p>本業務における電子決裁は、特定の方式を限定するものではありません。上下水道料金システム・企業会計シス テムで必要となる帳票について、PDF を出力して汎用的な電子決裁（ワークフロー）で処理できる方式も可と します。</p> <p>電子決裁に関する要件は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用する具体的業務 上下水道料金・会計業務における内部承認・決裁を想定して います。具体的には、調定、減免、還付、開栓・閉栓、振替処理、仕訳、支払等の業務で電子決裁を利用するものとしますが、契約後協議により最終決定するものとします。 2. 決裁ルート・承認フロー 決裁ルートを固定するものではなく、町の決裁規程に 合わせて設定できることを想定しています。一般的な ワークフロー（起案→承認→決裁）が設定できれば可と します。 3. システムごとに専用決裁機能が必要か 専用のワークフロー実装は要件とはしません。以下の いずれでも要件を満たすものとしますが、提案の中 での特徴や利点を示していただければ審査の参考とさ せていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・システム内の簡易ワークフロー ・PDF を庁内の既存電子決裁へ添付して処理する方 式

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
				<p>4. その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票を PDF で出力できること ・町の標準的な決裁運用に合わせて利用できること ・必要な帳票が確実に出力できること
12	発注仕様書 P4-P5 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (5) スマー トメーター・ 見える化サー ビス連携	スマートメーターと料金システムの連携について、当該連携の対象範囲について以下の点をご教示ください。 1. 連携対象は検針データのみを想定していますでしょうか。 2. 漏水情報やエラー情報等、スマートメーターから取得可能なその他の情報も連携対象に含まれますでしょうか。	仕様確認のため	仕様書に基づき、基本連携対象は検針データ（使用水量等）を想定しています。ただし、スマートメーターが提供する漏水検知情報やエラー情報等の付帯データが取得可能であり、運用上有益である場合は連携対象としてご提案ください。
13	発注仕様書 P5 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (5) スマー トメーター・ 見える化サー ビス連携	API 連携の詳細な仕様についてご教示をお願いいたします。	仕様確認のため	API 連携に関する詳細な仕様については、事業者決定後に秘密保持契約を締結したうえで提供可能となるため、現時点では開示できません。従って、参加にあたっては「API 連携を含め複数方式を検討・提案いただく」ことをお願いするものです。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
14	発注仕様書 P5 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (5) スマー トメーター・ 見える化サー ビス連携	「公式アプリ『i なび いいばな』と連携し、上下水道利用者が認証を経て利用状況を確認できる仕組みを提供すること」との記載があり、また「Web ブラウザ等によるログイン方式も可」とされています。 弊社の料金照会サービスとの連携については、貴町にて、同アプリ内に弊社サービスへのリンクを設置していただき、利用者が当該リンクを通じて料金照会サービスにログイン・利用できる形態でも要件を満たすものとして認められますでしょうか。	仕様確認のため	ご提案の方式は、要件を満たすものとして認めます。ただし、以下の要件を満たすことを前提とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者認証の安全性が確保されていること。 (ID・パスワード管理、暗号化通信、セッション管理等) ・個人情報（氏名・住所・契約情報等）が適切に管理されること。 ・アプリ内リンク方式により、利用者に誤解や過度の負担が生じないこと。 詳細な実装方式（リンク遷移方法、認証の流れ、データの取扱い等）は、契約後、発注者と協議のうえ決定するものとします。
15	発注仕様書 P5 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (6) ハード ウェア・ネットワー ク要件	パソコン 7 台、レーザープリンタ 1 台、バーコードリーダ 1 台について、各機器の仕様について詳細が示されていません。以下の点についてご教示ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. パソコンはデスクトップ型を想定していますでしょうか。それともノート型を想定していますでしょうか。 2. レーザープリンタについて、増設カセットや両面印刷機能などの付属仕様は必要とされていますでしょうか。 3. バーコードリーダについて、ハンディ型・据置型どちらを想定していますでしょうか。 	仕様確認のため	<ol style="list-style-type: none"> 1. パソコン 提案によるものとします。ただし、現状はノートパソコンを使用しています。 2. レーザープリンタ 両面印刷機能は推奨します。増設カセットは必須ではありませんが、印刷ボリュームや運用効率を考慮してご提案ください。 3. バーコードリーダ ハンディタイプを想定していますが、運用に適するものをご提案ください。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
16	発注仕様書 P6 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (7) データ 移行要件	料金システムのデータ移行の提供時期に ついて具体的な記載がございません。 現在想定している提供時期、提供回数をご 教示をお願いいたします。	スケジュール確認 のため	データ移行に係る移行データの提供時期については、 移行方式や工程が事業者ごとに異なるため、現時点で 具体的な時期は示していません。 事業者決定後、選定された事業者の移行計画に基づき、 必要な移行データの提供時期・回数について発注者と 協議のうえ決定するものとします。 なお、移行時期や提供方法、データ形式等の詳細につい ては、要件定義の過程で新規受注者・町・現行保守業者 の三者で調整するものとします。
17	発注仕様書 P6 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (7) データ 移行要件	企業会計システムのデータ移行について、 システムの内容に貯蔵品管理も含まれて おりますが、貯蔵品目の件数が記載されて おりません。貯蔵品目の件数をご教示くだ さい。また、現在システム上で管理をされ ていますでしょうか。ご教示をお願いいた します。	データ移行範囲の 確認のため	現在、企業会計システム上で貯蔵品の管理は行ってお りません。 今後は、水道メーター、資材等の貯蔵品をシステムで管 理することを検討していることから、発注仕様書に記 載したものです。
18	発注仕様書 P6 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (7) データ 移行要件	「④外字同定作業については、受注者が行 うこと。」について、現行システムで利用 している外字の文字数をご教示ください。 また、データ移行時に外字の同定作業を受 注者が行い、新システムでは外字を利用し ないと考えてよろしいでしょうか。	仕様確認のため	現行システムで使用している外字の件数については、 事業者決定後に現行データを確認のうえ開示するもの とします。データ移行時に受注者が外字同定を行い、新 システムでは可能な限り標準文字で代替することを基 本とします。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
19	発注仕様書 P7 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (8) 運用・ 保守要件	「法改正対応、軽微な修正は保守範囲に含 めること。」とありますが、こちらの法改 正対応は軽微なものに限り対応し、大幅な システム改修が伴う法改正対応について は、保守範囲外（別途費用をいただける） という認識でよろしいでしょうか。ご教示 をお願いいたします。	仕様確認のため	ご認識のとおりです。
20	発注仕様書 P8 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (13) 契約及 び支払条件	当該リース契約について、以下のように記 載されております。 ・当該リース契約は、機器購入費、シス テムの構築費、データ移行、システムの保守、 システムの利用及びリース期間満了後の 機器撤去に要する費用の総額により行う。 ・リース期間満了後は、原則として新たな システムの導入を検討するものとしている。 ただし、継続利用する場合には、無償 譲渡を想定している。 それぞれにより御見積金額が異なるため、 それぞれに対応した御見積書(2パターン) を用意する形となりますでしょうか。ご教 示をお願いいたします。	御見積作成要件の 確認のため	提案としては、1種類の総額見積書で差し支えありま せんが、無償譲渡時と撤去時の差異が分かる形で内訳 を明記してください。
21	発注仕様書 P8 第二章 業務の内 容 1 シ	契約満了後の条件が撤去の場合、データ消 去が必要な機器は、ソフトウェアによるデ ータ消去でよろしいでしょうか。	賃貸借物件のデー タ消去方法につい て予め確認が必要 なため。	ご認識のとおりです。 ただし、仕様書が要求するとおり、廃棄時には NSA 推 奨方式以上に準拠した消去（又は同等の安全基準）を行 い、報告書を提出してください。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
	システムの内容 (13) 契約及び支払条件			
22	発注仕様書 P8 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (13) 契約及 び支払条件	契約満了後の条件が撤去の場合、賃貸物件をMDM(Mobile Device Management)の略称であり、パソコンやタブレットなどの情報端末を管理するシステム)管理対象とする場合、賃貸物件の返還に際し、飯綱町様の責任と負担により事前に当該賃貸物件をMDMの管理対象外とするもの、という認識でよろしいでしょうか。	MDMの解除は利用者のみしか解除できず、リース会社では対応できないため	当該リース物件はMDM管理対象外とする前提で運用する想定です。 つきましては、MDM管理対象外としての運用を前提に、システム構築や端末管理をご提案いただけますようお願いいたします。
23	発注仕様書 P8 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (13) 契約及 び支払条件	契約満了時において受注者の負担において機器の撤去とあるが、契約満了時リース機器は、電源オフ状態でかつ電源及び他の物件とつながっているケーブル等から離線された状態に取外していただき、飯綱町様役場に1ヶ所に集約された物件を引取るという認識でよろしいですか。又は離線作業には貴町の職員様が立ち会って頂けますでしょうか。 1ヶ所に集約されない場合、他の設置場所をご教示いただけますでしょうか。	契約満了後の賃貸借物件の引取り費用を把握するためには、撤去状況を予め確認する必要があるため	基本的にはご認識のとおりですが、離線作業は受注者が実施し、町職員が立会う形とします。
24	発注仕様書 P8 第二章 業務の内	賃貸借期間終了後、賃貸借物件を飯綱町様へ無償譲渡する場合、固定資産税はリース会社が負担しなくてよいということでおろしいでしょうか。	無償譲渡の契約では、一般的に固定資産税は受注者が納付しないため	ご認識のとおりです。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
	容 1 システムの内容 (13) 契約及び支払条件			
25	発注仕様書 P8 第二章 業務の内 容 1 システムの内容 (13) 契約及び支払条件	ソフトウェアの無償譲渡について、飯綱町様、受注者、リース会社との3者間の覚書を締結可能でしょうか? <覚書概要> 「賃貸借満了後、弊社は使用許諾権関係から離脱し、以後納品会社から飯綱町様へ無償にて直接許諾される」旨の覚書。	ソフトウェアについては、リース会社では受注者から、非独占的使用権を取得し飯綱町様に再使用権を設定しているだけであり、リース会社は処分権(売却権)を有していません。弊社から直接飯綱町様に無償譲渡することは出来ず、譲渡するには納品会社様の承諾が必要となるため	ご認識のとおりです。
26	発注仕様書 P8 第二章 業務の内 容 1 システムの内容 (13) 契約及び支払条件	リース料のお支払いについて仕様書記載事項以外に指定はございますでしょうか。 例) 支払いスケジュール、日割りの有無など	条件によって賃貸借料が変わるため	ありません。 支払方法(分割頻度、日割りの扱い等)は契約交渉時に協議の上決定するものとします。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
27	発注仕様書 P8 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (13) 契約及 び支払条件	予算減少等の影響により、リースサービス提供者に損害が生じた際には、協議に応じていただけるという認識でよろしいでしょ うか。	長期のリース契約となるため	予算減少等の事象で損害が生じた場合は、当事者間で誠実に協議することを前提とします。契約書には不可抗力や予算執行の変更に関する条項を置くことが考えられます。具体的な補償・調整条件は契約交渉段階で協議するものとします。
28	発注仕様書 P8 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (13) 契約及 び支払条件	賃貸借物件に付保する動産総合保険は、賃貸借期間が経過するごとに保険金額が遞減するものでよろしいでしょ うか。	保険の種類により保険料が異なるため	遞減型の保険を想定しても差し支えありません。 具体的な補償内容等は契約時に協議するものとします。
29	発注仕様書 P8 第二章 業務の内 容 1 シ ステムの 内容 (13) 契約及 び支払条件	契約案をご教示ください。 契約書案をお示し頂ける場合、契約書内容について再質疑に応じて頂けますでしょ うか。 上記内容に関連して契約書案をお示し頂けない場合、契約書は受注者仕様（一般的なファイナンスリースを前提とした内容）でよろしいでしょ うか。	契約書の内容を事前に把握するため	契約書案は提示可能です。提示した契約書案に対しては再質疑・協議に応じます。 提示された受注者側の標準的なリース契約案を基準にすることも可能です。契約締結前には当事者間で最終条項を協議して確定するものとします。

質問番号	該当する項目	質問事項	質問理由	回答
30	様式4 類似業務履行実績	納入実績は、上下水道料金システムと公営企業会計システムを同時に契約した場合のみ記載対象となりますでしょうか。単体での納入実績は、記入対象外となりますでしょうか。ご教示をお願いいたします。	記入方法確認のため	単体での納入実績も記載対象となり得ますが、上下水道料金システム又は公営企業会計システムのいずれか一方のみの納入実績は認められません。
31	様式4 類似業務履行実績	実績を証明する契約書の写しについて、契約書の表紙のみでもよろしいでしょうか。それとも契約書全ての写しが必要でしょうか。ご教示をお願いいたします。	添付書類の確認のため	契約書の表紙及び業務内容・期間・契約金額・発注者名・受注者名が確認できる部分を提出してください。
32	様式4 類似業務履行実績	1.「過去5年間における上下水道料金及び公営企業会計システムの納入実績」を記入するとありますが、上下水度料金システムまたは公営企業会計システムどちらかの実績でもよろしいでしょうか。それとも2システムを合わせて導入した実績に限定されますでしょうか。 2.「規模」は人口で表現することによろしいでしょうか。 3.「請負金額」は非公開のため記入を控えさせていただきますがよろしいでしょうか（契約書の写しも黒塗りします）。	導入実績の選択のため	1.上記、質問番号30の回答と同様です。 2.ご認識のとおりですが、人口以外で表現できるものがあればそれを拒むものではありません。 3.本町において、本業務の調達にあたり履行実績として参考とさせていただきたいことから、できる限り可能な範囲で記入並びに公開いただくようお願いします。 なお、「様式4 類似業務履行実績」及び「契約書の写し」は、原則として一般公開するものではありません。
33	実施要項 P4_7(2)企画提案書に記載すべき事項	「イ機能仕様（標準機能とカスタマイズ機能の区分を明記）」とありますが、提案書30ページ以内に表現しきれませんので、別紙として機能仕様書（提案書の頁数には含めないもの）を提出してもよろしいでしょうか。	提案書記載内容を検討するため	提案書は30ページ以内に収めていただくことを前提としております。そのため、機能仕様については、提案書の中で各システムの特徴や標準機能・カスタマイズ機能の概要をわかりやすく明記してください。 詳細な機能仕様を別紙として提出することも可能ですが、別紙は提案書の頁数には含まれません。別紙は提案書の補足資料として参考にさせていただきます。